

高橋靖水戸市長と國井豊会長による対談

平成26年8月18日、水戸市役所市長応接室にて、本会顧問の高橋靖水戸市長と本会の國井豊会長による対談が行われました。高橋市長は市議会議員や県議会議員のご経験を有することから、許認可制度や市民法務等についても造詣が深く、行政書士制度に対して大きな期待を寄せてくださいました。小野村副会長、遠藤広報・監察部長、木村水戸支部長をはじめ、3人の副支部長も同席し、要望活動も行った関係上、予定時刻をオーバーしての和やかな意見交換となりました。その中でも、行政書士制度の周知、行政書士法の遵守、非行政書士の排除を要請することが出来たことは、とても有意義でした。

紙面の都合上、ここでは特に議論となったことを中心に、お伝えいたします。



國井 市長には、行政書士制度に対し、顧問として日頃からご指導ご支援をいただき感謝に堪えません。また、総会や交流会等、わが会のイベントには欠かさずご出席くださっておりますこと、会を代表しあらためて御礼申し上げます。

高橋市長 こちらこそ大変お世話になっております。また、國井会長をはじめ茨城県行政書士会の皆様には、日頃から水戸市の円滑な行政運営に多大なるご支援、ご協力を賜っておりますことに、改めて厚く御礼を申し上げたいと思います。



國井 おかげさまで、市庁舎内での定期無料相談会は、市民の皆さんにだいぶ定着し好評を得ております。より活用し

やすい運用を模索し、さらに貢献したいと考えております。また、本年5月20日に締結いたしました災害時の支援協定は、無料相談会と同様に行政書士制度の理念や目的に合致し、会の誇りとして会員の意識の高揚に繋がっております。東日本大震災での経験や実績を活かすことで、有事の際にしっかり機能し、市民の皆さんの安心を担保できるよう、日々研鑽を積んでいるところです。

ところで、行政書士の業務は、行政書士法に明確に規定されております。その中でも特に、許認可に関する書類等の作成、提出手続きは、水戸市が行う事務事業ときわめて密接な関係にあります。また、市民生活に身近な、相続、遺言に関する書類の作成や、各種契約、会社設立など幅広い手続きにも携わっています。近年、法定業務ではありませんが、先述した無料相談会や、災害時の様々なADRや成年後見等々、社会貢献活動にも積極的に参入しております。このように行政書士は市民に身近な「街の法律家」として全国各地で活動を展開しておりますが、ここで、市長から行政書士のあるべき姿など、行政書士の社会的役割や期待

などをお話いただければと思います。

高橋市長 近年、社会生活の複雑・高度化が進み、市民の皆様が行政に提出する書類の作成に、高度な知識を必要とするものが増えてきています。

そのような中、茨城県行政書士会の皆様が、市民の皆様と行政の間に立ち、行政に提出する書類等を正確かつ迅速に作成していただいていることで、市民の皆様の生活上の諸権利・諸利益が守られています。

行政においても、提出された書類が正確・明瞭に記載されることで、効率的な事務処理が確保でき公共的利益が創出されるため、行政書士制度の必要性は極めて高いものと認識しています。

また、先ほど、國井会長が述べられたように、水戸市では、無料での相談窓口を毎週木曜日に実施していただいています。

さらに、「災害時における支援協力に関する協定」では、本市において、地震、風水害その他の災害が発生した場合、被災者支援のための行政書士業務を相互に協力し、茨城県行政書士会の皆様による被災者支援相談窓口の開設や、本市への行政書士会員の派遣などの協力要請が可能となりました。

この協定締結は、本市の安全・安心な暮らしの実現に向け、大いに寄与するものであり、茨城県行政書士会の皆様に対し、深く感謝しているところであります。

このように、市民の皆様と行政の間に立ち、様々な面で活躍する茨城県行政書士会の果たす役割は、今後ますます重要となり、さらに拡大していくものと思っています。

國井 市長からのお話のように、行政書士の果たすべき役割と期待は、日々大きくなっていると実感しております。それに呼応するかのように、全国の会員数は45,000名に迫り、茨城会も1,100名を超えました。県内全域、旧市町村内すべてに在籍があるという強みを活かし、県内すべての自治体と連携し、無料相談会等、様々な取り組みを実施しています。このように、私たち行政書士も、その立ち位置から水戸市の施策について理解し、市民と行政の架け橋として、その機能をより強化しな



ればならないと考えております。市長は29歳での市議会議員を皮切りに市政に参画され、また、県都選出の県議会議員として、県政の立場から市勢発展に尽力されました。水戸市の重点施策をお聞かせください。また、トップとなられた今、市の将来ビジョンをどのように描いていますか。

高橋市長 本市では、未曾有の大災害であった東日本大震災以降、市民の皆様の力を結集して、復旧・復興からさらなる振興へと歩みを進めてきました。

そして、さらに安心できる暮らしの実現に向けて、市民の皆様との協働により水戸市第6次総合計画一みと魁（さきがけ）プランを本年3月に策定し、明るい未来を切り拓き、幸せを感じられるまちづくりに取り組んでいるところです。

この「みと魁プラン」では、都市の活力の維持、さらなる発展を目指し、目標交流人口、コンパクトな都市構造を展望した魅力・活力集積型スマート・エコシティの構築、さらには、「未来への投資」、「災害に強いまちづくり」、「観光集客力アップ」、「まちなかにぎわい・活力創造」といった4つの重点プロジェクトを定めるなど、様々な特色を打ち出しました。

これらにより、水戸を訪れてみたい、住んでみたいと思っただけのような、選ばれる魅力ある街をつくっていき、そして、水戸都市圏の発展をリードできる力強い水戸市としていくことによって、政令指定都市という将来の夢も広がるものと思っています。

また、本市の復興のシンボルになる市役所新庁舎や市民会館の建替え



をはじめ、新ごみ処理施設の整備や施設の老朽化への対応など、様々な問題・課題が山積していますが、一つ一つ着実に歩を進め、魅力と活力あふれる街を形成していきたいと考えています。

そして、将来都市像として掲げている「笑顔あふれる安心快適空間 未来に躍動する 魁のまち・水戸」の実現を目指し、職員一丸となって取り組んでまいります。茨城県行政書士会の皆様には、引き続き、本市との厚い信頼関係のもと、多方面でのご理解とご協力、ご助言をお願いいたします。

國井

私たちも、市政が円滑に推進されるよう、様々な場面で協力させていただきます。そのためにも、恒常的に連携を強化し、さらなる信頼関係を構築できればと思います。

ところで、最近、全国各地での許認可手続き等において、虚偽申請や無資格者による申請が少なからず見受けられます。その中でも特に、農業委員会に提出する農地転用手続きに関する書類の作成は、行政書士法1条の2に規定する行政書士の独占業務であり、密接な関係にあることから、憂慮すべき事態との認識のもと、法令遵守の徹底はもとより、業務受託の際の対応等々、会内外に向けて可能な限りの要請をいたしました。行政書士法は、市民の権利を擁護し、市民が不利益を被らない社会をつくるため、国や県、市町村等官公署に提出する書類の作成を業として行うことを行政書士に委ねています。そうした法の趣旨に基づき、非行政書士を排除し市民の利益を守ることも、法令遵守の観点から、きわめて重要なことではないでしょうか。農業委員会をはじめとする各窓口におきまして、法令遵守の徹底を図っていただきます

ようお願いいたします。

高橋市長 本市としても、市民の皆様の諸権利や諸利益などを守ることで、より安心した暮らしを提供できるよう、行政書士法をはじめ農地法等各種法令の遵守に努めていきます。そのような中、茨城県行政書士会の皆様の存在は大変心強く、また大いに頼りにしているところです。

そして、これからの行政書士は、法務コンサルタントでの活躍、事務弁護士としての役割が期待されている職業であります。今後、行政書士の必要性はますます大きくなり、「街の法律家」として行政書士の活躍の場はどんどん増えていくものと思っています。引き続き、行政書士会の皆様には、市民の皆様と行政をつなぐ架け橋としてご尽力をいただき、市民の皆様が安心して暮らせるよう、行政との連携のもと、さらに活躍の場を広げていただきたいと思います。

國井

市民の不安を安心に、不満を満足に、あらゆる悩みを解決し、夢を形に出来るような頼りになる存在として、行政書士はつねに進化することをめざします。長時間、本当にありがとうございました。市長のさらなるご活躍をお祈りいたします。

高橋市長プロフィール

生年月日／昭和40年6月17日

学歴／茨城県立緑岡高等学校卒

日本大学法学部新聞学科卒

明治大学大学院政治経済学研究科
修士課程修了

職歴／平成7年5月

水戸市議会議員に当選
(市議会議員3期)

平成17年9月

茨城県議会議員に当選
(県議会議員2期)

平成23年5月

水戸市長に当選・就任
(現在、1期目)